

資料4 個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 指定管理者は、その業務を実施するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 指定管理者は、この業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、その業務に係る個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても、同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第3 指定管理者は、この協定による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 指定管理者は、今治市の承諾があるときを除き、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

2 指定管理者は、今治市の承諾を得て、この協定による個人情報の処理を第三者に再委託するときは、第三者に個人情報の保護の徹底を図らなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 指定管理者は、今治市が指示又は承諾があるときを除き、その業務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 指定管理者は、今治市の指示又は承諾があるときを除き、その業務を処理するために今治市から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の持ち出し禁止)

第7 指定管理者は、この協定による事務に従事する者に対し、今治市の指示又は承諾があるときを除き、この協定による事務に係る個人情報を指定管理者の事業所以外の場所に持ち出させてはならない。

(事故発生時の報告義務)

第8 指定管理者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、今治市に報告し、その指示に従わなければならない。指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても、同様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第9 指定管理者は、その業務を処理するため今治市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに今治市

に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、今治市が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(監督)

第10 今治市は、この協定による事務に係る個人情報の保護のため必要があると認めるときは、指定管理者から報告を徴収し、又は指定管理者の事業所に立入検査することができる。

(その他)

第11 指定管理者は、前第1から第10に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。